

2020年4月4日

## 新型コロナウイルスに関連するアラバマ州の自宅待機指示

● 4月3日（金）夜、アラバマ州は、（3月28日に必要不可欠でない業務の停止を指示していましたが）新型コロナウイルスへの対応として、全てのアラバマ州民及び同州に滞在している者に対して、自宅待機（Stay at home）指示を発出しました（概要は下記。）。本指示は、4月4日（土）午後5時から効力を発し、当面、4月30日（木）午後5時まで効力を有します。

アラバマ州保健局長指示本文：

<https://governor.alabama.gov/newsroom/2020/04/governor-ivey-issues-stay-at-home-order/>

● 自宅待機指示の例外となる主な個人の活動は以下のとおりです（詳細は保健局長指示をご覧ください。）。

（1）必要不可欠な物品の入手（食料品、家庭用品、日用品、衛生用品、安全確保に必要な物品、家屋の維持管理に必要な物品、在宅勤務に必要な物品、車両の燃料及び維持に必要な物品、遠隔教育活動に必要な物品）

（2）必要不可欠な生活活動及びその提供

- ・ 歯科、医療又は外科手術（州保健局長指示の中で別途詳細があります）
- ・ 政府が出資する事業や福利厚生活動
- ・ 自動車の整備、修理
- ・ 身体的、知的又は発達障害を持つ人々等に対する治療または介護に不可欠な活動
- ・ 遠隔教育活動及び教育継続に関連する活動
- ・ 人又はペットの健康や安全を維持するため、若しくはこの項で認められている活動を維持するための必要な活動

（3）宗教的な礼拝行事への出席（宗教的礼拝、結婚式又は葬式に出席するため）

ただし、以下の環境とすることとされています。

- ・ 10名以下とし、6フィートの距離を確保する
- ・ 全ての参列者は行事の間、車内に留まるものとし、同乗はするのは同居の者に限る

（4）他者の介護や世話

（5）労務に関すること

- ・ 自宅待機指示の例外として認められる必要不可欠な事業活動（次の項にも記載）
- ・ 在庫管理、保安確保、給与や従業員の福利厚生処理
- ・ 在宅勤務、商品宅配、ドライブイン又は路上ピックアップを確保するための活動
- ・ 他者に6フィート以内の恒常的な接近を必要としない作業

- (6) 屋外活動（他者から6フィートの距離を一定に保ち、10名未満に限られる）
- (7) 避難（待避）場所の検索
- (8) 法律により求められた場合（裁判所からの出頭指示、児童監護施設への搬送）
- (9) 家族の訪問

●自宅待機指示の例外として認められる必要不可欠な事業活動は以下のとおりです（詳細は保健局長指示をご覧ください。）。

- (1) 政府活動（法執行機関、消防、裁判所、軍関連機関、危機管理、矯正施設、児童福祉施設、EMT、911コールセンター）
- (2) 医療関係（医師、歯科医、メンタルヘルスワーカー、看護師、カイロプラクター、理学療法士、獣医、病院、医療施設、養護施設、住宅介護、介護施設、医療用品メーカー又はプロバイダー、医療廃棄物処理）
- (3) 基盤インフラ事業活動
- (4) 製造業（製造施設）
- (5) 農業、水産業、林業、園芸業およびファーマーズマーケット等での販売
- (6) 必要不可欠な小売業（食品、医薬品、医療機器、バイオテクノロジー、通信、自動車、飛行機、船、宇宙船又はロケット、ヘルスケア、エネルギー、鉄鋼製品、鉱業、国防、衛生、家庭用品）
- (7) レストラン、バー（但し、敷地内での飲食提供は禁止）
- (8) 必要不可欠なパーソナルサービス（ごみ収集、郵便及び宅配、住宅の修理、自動車販売修理、動物保護施設、コインランドリー、クリーニング、保育施設、公共交通機関、警備や給与事務等の提供業務、葬儀社）
- (9) 報道活動
- (10) 教育活動
- (11) 金融活動
- (12) 専門的事業（法務、会計、保険、不動産）
- (13) 経済的に恵まれない人々を支援する活動
- (14) 建築及び関連する事業
- (15) 必要不可欠な公共サービスの管理と対応（住宅の安全、衛生等基本的な業務を維持するために必要な事業、法執行機関や消防の対応、銃器及び弾薬の製造業者と小売業者、警備業、建物の清掃及び消毒、遺体安置所）
- (16) 軍事又は防衛活動
- (17) 必要不可欠な活動又は物品の提供（物流、輸送、技術サポート、育児プログラム、医療廃棄物処理、有害廃棄物処理、重要な事業を維持するために必要な事業、政府機関の運営にサービス又は製品を提供する事業者、公衆の健康、安全、福祉を提供する事業）

(18) 宗教団体

(19) 米国国土安全保障省サイバーセキュリティインフラ安全保障局 (CISA) が指定する事業 : <https://www.cisa.gov/identifyingcritical-infrastructure-during-covid-19>

(20) 州政府が指定する事業又は活動

(21) 必要不可欠な事業活動を支援する活動

○アラバマ州知事室 HP : <https://governor.alabama.gov/newsroom/>

新型コロナウイルスホットライン : 888-264-2256

州保健局感染状況ウェブサイト :

<https://alpublichealth.maps.arcgis.com/apps/opsdashboard/index.html#/6d2771faa9da4a2786a509d82c8cf0f7>

州経済・地域開発局 COVID-19HP : <https://census.alabama.gov/adeca/>

○ノースカロライナ州

知事室 HP : <https://www.ncdhhs.gov/press-releases>

新型コロナウイルスホットライン : 888-892-1162

州保健局感染状況ウェブサイト : <https://www.ncdhhs.gov/covid-19-case-count-nc>

州商務局 COVID-19HP : <https://www.nccommerce.com/news/solutions-covid-19>

○サウスカロライナ州知事室 HP : <https://governor.sc.gov/news>

新型コロナウイルスホットライン : 888-472-3432

州保健局感染状況ウェブサイト :

<https://www.scdhec.gov/infectious-diseases/viruses/coronavirus-disease-2019-covid-19/testing-sc-data-covid-19>

州商務局 COVID-19HP :

<https://www.sccommerce.com/covid-19-business-relief-resources>

○ジョージア州知事室 HP : <https://gov.georgia.gov/press-releases>

新型コロナウイルスホットライン : 844-442-2681

州保健局感染状況ウェブサイト : <https://dph.georgia.gov/covid-19-daily-status-report>

州経済開発局 COVID-19HP : <https://www.georgia.org/covid19>